



和歌山県 話題事項
令和7年1月8日
資料提供済
令和7年1月6日

## 「和歌山県子ども計画（案）」にかかる県民の皆様のご意見（パブリックコメント）を募集します

子どもや若者に関する県の取組の基本的な方針を定める「和歌山県子ども計画」を策定します。

この計画の案をとりまとめましたので、広く県民の皆様から、計画案に対するご意見を募集します。

子ども計画、子どもまんなか社会をつくるためには、子どもから意見を聴き、反映していくことが重要です。子どものみなさんが回答しやすいよう、子ども向けのパブリックコメントの案内や計画案、回答フォームをご用意しています。

詳細は裏面をご参照ください。

子どもまんなか

（連絡先）

共生社会推進部 子ども家庭局

子ども未来課 政策班

担 当：辻本、坂田

電 話：073-441-2492

## 「和歌山県こども計画（案）」にかかる県民の皆様のご意見（パブリックコメント）募集について

1 意見募集期間：令和7年1月6日（月）～2月5日（水）（必着）

2 資料の閲覧方法

（1）県のホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00218936.html>

（2）閲覧場所（閲覧時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時（祝日は除く））

- ・ 県庁本館1階 こども未来課
- ・ 県庁本館2階 情報公開コーナー
- ・ 各振興局地域づくり部

3 意見の提出方法

電子申請システム、電子メール、郵送、FAX、持参のいずれかの方法でご提出ください。

（1）電子申請システム：<https://logoform.jp/form/WEVN/866526>

電子申請システム（こども向け）：<https://logoform.jp/form/WEVN/866527>

（令和7年1月21日（火）22:00～22日（水）5:00までメンテナンスのため申請できません。）

（2）電子メールアドレス：[e1103002@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e1103002@pref.wakayama.lg.jp)

（3）郵送先：〒640-8585（住所記載不要） 県庁こども未来課政策班 あて

（4）FAX番号：073-441-2491

（5）持参：県庁こども未来課

4 意見の提出にかかる留意事項

（1）いずれの提出方法の場合も、件名に「和歌山県こども計画案への意見」とご記入ください。

（2）様式は自由ですが、以下の内容をご記入ください。

①氏名 ②住所 ③電話番号 ④ご意見の該当箇所（ページ） ⑤ご意見

（3）ご意見は簡潔かつ明瞭に、日本語でご記入ください。

（4）口頭、電話での受付は行っておりません。

5 提出いただいたご意見の取扱いについて

（1）類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

（2）ご意見に対する個別の回答はいたしません。ご了承ください。

（3）単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、計画案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

（4）提出いただいた書類は返却しません。

（5）ご記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外には使用しません。また、第三者に提供したり、公表することはありません。

わかやまけん

けいかく

あん

# 和歌山県こども計画 案

## パブリックコメント

和歌山県では、令和7年度から令和11年度までの

「和歌山県こども計画(こどもや若者に関する県の取組の基本的な方針)」を

作っており、この計画に対し皆さんの意見を募集します。

ぜひ皆さんの意見をきかせてください。

### 募集期間は？

令和7年1月6日(月)～2月5日(水)

### 計画はどこにあるの？

次の方法で見ることができます。

- ①和歌山県庁ホームページ
- ②和歌山県庁こども未来課・情報公開コーナー
- ③各振興局地域づくり部

だれでも  
意見を届けることが  
できるよ！

### どうやって言うの？

次の方法で受け付けします。

- ①電子申請フォーム(こちらから→)
- ②メール
- ③郵送
- ④FAX
- ⑤持参(県庁こども未来課)

\*様式は自由です。

名前、住んでいる市町村と意見を記載してください。



<お問合せ先> 和歌山県こども未来課 〒640-8585和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-2492 FAX 073-441-2491 e1103002@pref.wakayama.lg.jp

# 和歌山県こども計画（案）～こどもや若者がまんなかになる社会に向けて～の概要

## 【基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策】

### 主な展開する施策

### 1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

- (1) こどもや若者の人権意識の向上
- (2) こどもや若者の意見表明と社会参画

1

- こどもの権利の理解促進
- こどもの意見を尊重する仕組みづくり

### 2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

- (1) こどもや若者の成育環境の整備
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) こどもや若者の安全、安心を確保

2

- ライフデザイン(プレコンプレッションアを含む)の形成支援
- 多様な遊びや体験の機会のための環境づくり

### 3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

- (1) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援
- (3) 障害等のあるこどもや若者への支援
- (4) 児童虐待防止対策の強化
- (5) 社会的養育の推進
- (6) 特に配慮が必要なこどもや若者への支援

3

- ひとり親家庭への支援
- 児童虐待の発生予防
- 教育と福祉の連携促進

### 4 社会全体でこども、若者や子育てを支援

- (1) 地域全体でこどもを育む環境づくり
- (2) こども、若者や子育てに関わる人への支援
- (3) こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

4

- こどもの居場所づくりの推進
- 社会全体でこども、若者や子育てを応援する気運醸成

### 5 妊娠、出産、子育ての希望を実現

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援
- (2) 就労支援等による経済的基盤の安定
- (3) 多様で柔軟な働き方の推進

5

- 妊産婦や乳幼児への支援
- 働きやすい職場環境の整備